

東日本大地震により被災された地域の皆様に、
心からのお見舞いを申し上げます。
事業の再興に向け立ち上がられる事業者の皆様の
お役に立ちたいと願っております。

仮施設整備事業 ガイドブック

事業者の皆様へ



平成23年5月
経済産業省中小企業庁
中小企業基盤整備機構



目次

事業の概要…1

入居資格…2

施設の標準仕様…2

入居条件等…4

建設予定地…5

仮施設の活用例…5

仮施設整備事業についてのお問い合わせ先…6

(参考)

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する

法律」に定める特定被災区域その他政令で定める地域…7

震災復興支援アドバイザー派遣(無料)…8

その他 被災された中小企業者等の施設・設備への支援策…9

事業の概要

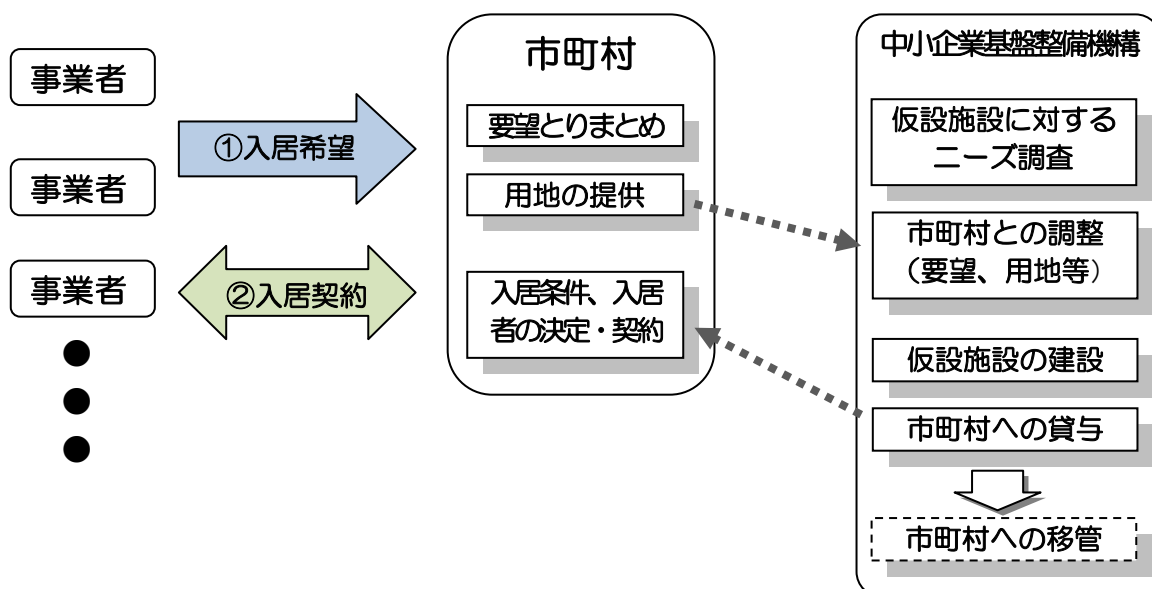
市町村からの要請に基づき、中小企業基盤整備機構（中小機構）が仮施設（店舗・事務所・工場等）を整備し、市町村を通じて事業者の皆様にお貸しいたします。

東日本大震災で被災した地域など(※)において、市町村から貸与を受けた用地を活用して、中小機構が事業の再開を希望される複数の中小企業者等の皆様にご入居いただく仮施設を整備し、市町村に一括貸与いたします。市町村が具体的な入居条件及び入居者を決定し、事業者の皆様にご入居いただきます。中小機構は、一定期間後、施設を市町村に無償で移管する方針です。

仮施設を希望される市町村との協議が整い次第、一日でも早く皆様に活用していただけますよう、できるだけ早く工事に着工いたします。

※ 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に定める特定被災区域その他政令で定める地域
→7ページをご覧ください。

【仮施設整備事業の流れ】



入居資格

入居される事業者の皆様には、市町村と入居契約を締結していただきます。

以下のような考え方にに基づき、被災の状況や地域の実情を勘案して、市町村に入居者を決定していただきます。

- 業種を問わず、被災された中小事業者（罹災証明又は被災証明のいずれも必要としません）の皆様に入居していただくことを原則とします。農林水産業者の方の入居も可能です。
- なお、被災地域の復興に役立つことが期待される場合には、市町村の判断により、商工会、商工会議所などの商工関係団体、農業協同組合、漁業協同組合、大企業や被災されていない企業、公益法人、郵便局、診療所、NPO 法人の入居も可能です。

※ 中小機構としては、より多くの事業者の皆様に入居していただけるよう複数の事業者のための施設を想定しています。ただし、被災市町村の復興を進めるために 1 事業者のための施設が不可欠であると市町村が判断される場合には、市町村の判断を尊重します。

※ 被災事業者が入居する仮設施設において、移転先と移転元の市町村が異なる場合、仮設施設の設置について、自治体間で調整をしていただきたいと思います。

施設の標準仕様

施設の具体的な仕様については、入居を希望する皆様方のご要望をうかがった上で、それらを総合的に勘案し、市町村と中小機構が協議した上で、決定させていただきます。

以下は標準的な施設仕様です。

（1）建物の形式

工場で規格部材を製造し現地で組立てる「システム建築」方式により整備を行います（軽量鉄骨造など、鋼板屋根、組立パネル壁、合板床またはコンクリート床）。

※ 合板床構造では標準的に 290 kg/m²程度の耐荷重となります。コンクリート床構造では、より大きな耐荷重にすることが可能な場合も

ありますが、どの程度の耐荷重となるかは、その地点の地耐力、基礎の構造等によります。建設計画の段階で確認することになりますが、コンクリート床構造とする場合、工期が延びることがあります。

(2) 区画面積

早期に多数の皆様にご入居いただくために、店舗・事務所は50㎡程度／区画、工場は100㎡程度／区画を想定していますが、具体的には市町村と中小機構で協議して決定させていただきます。

(3) 装備

以下の装備を予定しています。

①照 明：天井照明

※ 天井照明以外は入居者の方に設置していただきます。

②電 源：単相（低圧）電力

※ 必要に応じて三相（動力）電力を設置いたします。

③上 水：給水口1カ所/1区画

④排 水：生活排水口1カ所/1区画

※ 公共下水道のない場所では生活排水を浄化できる浄化槽を施設全体で設置いたします。

⑤電 話：電話回線引込口

※ 電話引込・インターネットは入居者の方に通信事業者と個別に契約していただきます。

⑥T V：TVフィーダー線取付け（共同アンテナ設置）

⑦トイレ：施設全体で1カ所の共同水洗トイレ

⑧その他：上記以外の設備、什器等については入居される皆様に設置していただきます。

※ 飲食店が入居される場合は、厨房施設や排気設備は入居者の方に設置していただきます。

※ 業務上必要な休憩施設、仮眠施設、当直施設等のスペースについては、各区画の中をパーティション等で間仕切りする方式で確保することは可能です。ただし、浴室、洗面所等は設置いたしません。

※ 地域の実情に応じて、仮設施設の分散配置が適当であると判断される場合には、複数の敷地に分けて施設を整備することも可能です。

※ 事業用排水処理施設(水産加工場など)、クレーンは設置いたしません。

(4) 建物スペック (代表例)

タイプ	建物スペック (代表例)	建物工期 (1棟当たり) ※	外観イメージ
工場タイプ	建築面積:650㎡ 延床面積:650㎡ 【6区画程度】	約2ヵ月	
店舗・事務所タイプ	建築面積:350㎡ 延床面積:700㎡ 【12区画程度】	約2ヵ月	
店舗 (倉庫付き) タイプ	建築面積:50㎡ 延床面積:100㎡ 【1区画独立】	約2週間	

※ 上記の他、共同作業場タイプもございます。

※ 建物工期は、設計・建築確認に要する期間を除きます。複数棟の同時施工の場合は工期が長くなります。

入居条件等

(1) 契約

入居者の皆様には市町村と入居契約を締結していただきます。

(2) 入居期間

仮施設設であることから1~2年を想定していますが、具体的には市町村に判断していただきます。

(3) 賃料

入居者は市町村から賃借することとなります。入居者の皆様にご負担いただく賃料は、原則無料になるよう市町村と話し合っております。

(4) 共益費等

共用部分に係る費用は市町村に定めていただきます。専用部分の水道光熱費については、入居者の皆様の自己負担とさせていただきます。

(5) その他

入居者の皆様で事業に必要な設備の設置・搬入等を希望される場合に、お手伝いさせていただけるかについて市町村と話し合っております。

建設予定地

施設を整備する土地については、原則として、上水道、排水、電力等が利用できる状態にあり、市町村が保有する土地（市町村が借上げた土地を含む）を中小機構が無償で借受けます。

埋設物、瓦礫等の撤去が必要な土地では、その工期の分だけ施設完成が先となり、事業者の皆様の入居時期も遅れることとなりますので、市町村には、このような問題のない土地を選んでいただきたいと考えております。

なお、県有地や国有地、中小機構の所有地を利用できる場合もあります。

震災に係る建築制限区域については、指定している地方自治体の許可が必要となります。

仮設施設の活用例

本事業を利用した仮設施設の活用については、以下のようなアイデアが考えられています。皆様のご検討の参考になれば幸いです。

- 駅前の駐車場（民有地）を市が借受け、被害の大きい中心市街地店舗の事業再開のための仮設店舗を設置。
- 日常的小売機能（食料品・鮮魚・衣料品・理美容など）の回復のため、被災された事業者の皆様が入居する仮設店舗を仮設住宅の近隣に設置。
- 事業者が施設の復旧を行っている間、当面の事業の足掛かりとして、市内緑地帯にこれらの事業者の皆様が入居する仮設施設を設置。

- 漁港の県有地を市が借受け、漁業・水産加工業者のための仮設事務所や鮮魚市場再開のためのせり場、加工場、荷造り場用の仮設施設を設置。
- 市が所有する工業団地を活用し、土木・建築関係の事業者が入居する仮設事務所を設置。
- 市が所有する土地に商業・サービス業の小規模な事業者向けに、パーティションで間仕切りした仮設事務所を設置。入居事業者が事務所新設により退去した後は、被災による離職者を対象とした新規創業用のインキュベーション施設として活用。

仮設施設整備事業についてのお問い合わせ先

■ 中小企業基盤整備機構 震災緊急復興事業推進部

住所：東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル6階

電話：03-5470-1501（ダイヤルイン）（担当：木村、中曽根）

■ 中小企業復興支援センター仙台

住所：宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル6階

電話：022-399-6111（代表）（担当：守屋、田塚）

■ 中小企業復興支援センター盛岡

住所：岩手県盛岡市盛岡駅前通15-20 ニッセイ盛岡駅前ビル6階

電話：090-4097-6989 090-5219-5527（仮設店舗、仮設工場等担当）

■ 中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島

住所：福島県福島市三河南町1-20 コラッセふくしま5階

電話：080-1084-3902 024-529-5113（仮設店舗、仮設工場等担当）

■ 中小機構 関東

住所：東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル3階

電話：03-5470-1509（代表）（担当：伊藤、富樫）

(参考)

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に定める特定被災区域その他政令で定める地域

青森県	八戸市 上北郡おいらせ町 三沢市 三戸郡階上町
岩手県	全域
宮城県	全域
福島県	全域
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町 古河市 結城市
栃木県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町 足利市
千葉県	千葉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 東金市 八千代市 印西市 富里市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡多古町 同郡東庄町 山武郡横芝光町
新潟県	十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

※今後、地域が追加される可能性があります。

震災復興支援アドバイザー派遣(無料)

被災された事業者の皆様や被災地域の自治体及び商工会・商工会議所などの支援機関を対象に、中小企業の事業再建、地域経済の再生、まちづくりに向けた復興計画の策定等に対し、各分野で実務経験の豊富な専門家を派遣しアドバイスを行います。

【特徴】

- 中小企業診断士、社会保険労務士、弁護士等中小企業支援の経験豊富な専門家による事業再建等の支援
- 経営実務の実績のある大企業・中堅企業OB人材を派遣し、特定課題を解決
- 様々な技術に係る目利き能力を有するエンジニアによる設備保全・復旧支援
- 中心市街地活性化等の専門家によるまちづくり及び地場産業の復興支援
- 阪神淡路震災復興に携わった自治体職員OBによる支援機関に対する側面支援 等

【支援内容】

被災地域の中小企業

- 事務所再建に向けたアドバイス
- 設備等の復旧・補修相談
- 再建計画の策定支援
- 生産体制の再建構築支援
- 仕入・販売先等の見直し
- 転業・新事業展開の検討
- 資金調達の検討

地方自治体・関係支援機関団体

- 自治体、支援機関が行うセミナー・相談会
- 復興計画(まちづくり・地場産業)策定支援
- 仮施設設計画、本施設設置の設置
- 高度化事業の活用 等

※震災復興支援アドバイザー派遣の申込み及びお問い合わせは下記までご連絡ください。

〔お問い合わせ先〕

- 中小企業復興支援センター仙台 【電話】 022-399-6111
- 中小企業復興支援センター盛岡 【電話】 090-4097-6989
- 中小企業復興・原子力災害対策経営支援センター福島
【電話】 024-529-5113
- 中小機構関東経営支援部 【電話】 03-5470-1637
- 中小機構震災緊急復興事業推進部 【電話】 03-5470-1501

その他 被災された中小企業者等の施設・設備への支援策

仮施設整備事業の他、被災された中小企業者等の皆様の施設・設備に対する支援策として、以下のような制度がございますので、仮施設整備事業と合わせてご検討ください。

中小企業庁作成の

「中小企業向け支援策ガイドブック ver.03(拡大版)」

をご覧くださいと、これらの支援策の概要及び相談窓口等をさらに詳しくお知りになれます。

中小企業等のグループに対する復旧・復興への補助

グループの復興事業計画の認定を受けた場合、国1/2、県1/4補助

- 対象者：中小企業等のグループ（大企業も参加可）、組合、商店街
- グループは復興事業計画を作成し、県に申請
- 地域経済等におけるグループの機能の重要性、被害の大きさを踏まえて、計画を認定した場合に補助
- 震災で被害を受けた施設・設備の復旧経費について、国が1/2、県が1/4補助

事業協同組合等の共同施設の復旧への補助

事業協同組合等の共同施設の復旧を国1/2、県1/4補助

- 対象者：事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会
- 補助対象施設：事業協同組合等の共同施設（倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場。付帯設備も含む）

商店街に対する災害復旧への補助

被災したアーケード等の撤去、施設修繕等を国が定額（10/10）補助

- 対象者：商店街振興組合等（任意の商店街も対象）
- 補助率：定額（10/10）補助

商工会、商工会議所の施設復旧への補助

商工会、商工会議所の機能回復に必要な施設の復旧を国が1/2補助

高度化貸付

組合等による施設・設備の復旧整備に対して無利子貸付

○対象者：事業協同組合等

○金利：無利子

○返済期間：20年以内（一部、設備は10年以内）

○据置期間：5年以内

○自己資金：貸付対象経費の1%または10万円の自己資金が必要
（県の負担額は1%または100万円）

○貸付対象：施設・整備の復旧・整備に要する経費

※中小企業等のグループ、中小機構の仮施設入居中小企業、商工会・商工会議所も無利子貸付の対象となり得ます。

上記の情報を含め、どこに相談したらよいのか、お困りの中小企業者の皆様が、全国どこからでも一つの電話番号で相談ができる

「中小企業電話相談ナビダイヤル」

を用意しております。ぜひご利用ください。

0570-064-350 (9:00~17:30)

(土日・祝日を含めて実施。)

※土日・祝日には、一部の地域では管轄以外の経済産業局につながる場合があります。